

# 衆議院法務委員会ニュース

【第198回国会】平成31年3月13日（水）、第3回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（特定技能の在留資格に関して政省令事項を含む法制度の全体像）

・山下法務大臣、平口法務副大臣、高階厚生労働副大臣、高野農林水産大臣政務官、滝波経済産業大臣政務官、工藤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）山尾志桜里君（立憲）、松田功君（立憲）、黒岩宇洋君（立憲）、源馬謙太郎君（国民）、奥野総一郎君（国民）、大西健介君（国民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、井出庸生君（社保）、田所嘉徳君（自民）、浜地雅一君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 山尾志桜里君（立憲）

- （1） 分野別運用方針における1号特定技能外国人の受入れ見込数の算定に当たって、新たに採用した計算方法及び新たに加えた要素の有無
- （2） 改正入管法成立前の受入れ見込数における「業種」と改正入管法における「分野」の違い
- （3） 同一分野における業務区分間の転職  
ア 同一分野の業務区分間で転職した場合の在留資格変更の必要の有無  
イ 同一分野の業務区分間で転職するとき在留資格の変更が必要な場合と不要な場合があるとの理解に対する法務大臣の見解  
ウ 改正入管法の立案当初に想定していた「分野」の範囲が後に広がっていったのではないかと懸念に対する法務大臣の見解
- （4） 分野別運用方針における1号特定技能外国人の受入れ上限に関する「大きな経済情勢の変化」が生じたか否かの最終的な判断権者
- （5） 「大きな経済情勢の変化」が生じた場合に新たな受入れ見込数を示すか否かの確認
- （6） 単純業務であることを理由に特定技能外国人の受入れ分野から除外したものがあるか否かの確認
- （7） 受け入れた特定技能外国人が本来従事すべき業務を主に担うようにするための制度的方策
- （8） 受入れ機関の欠格事由において「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とした理由

### 松田功君（立憲）

- （1） 在留資格「特定技能」について、受入れ分野、業種、在留要件となる技能、日本語能力の水準、試験方法、受入れ人数などの重要事項を国会の審議を経ることなく変更できることに対する法務大臣の見解
- （2） 特定技能外国人が都市部に集中しないために必要な措置を講ずる主体及び具体的内容並びに3か月ごとに分野別、地域別の特定技能外国人の人数を公表した後に行おうとする具体的な取組
- （3） 受入れ機関が受入れ停止になった場合に転職先が見つからずにいる特定技能外国人の在留資格の取扱い
- （4） 特定技能外国人が妊娠又は出産等で休業している場合の在留期間更新の有無
- （5） 特定技能外国人が怪我等で業務を続けられなくなった場合  
ア 在留資格の取扱い  
イ 別の業務に変更することの可否
- （6） ワンストップセンターを設置しない自治体への財政支援以外の支援
- （7） 1号特定技能外国人支援の内容の1つである外国人と日本人との交流の促進に係る支援の具体的な内容

- (8) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策にある失踪技能実習生の情報を収集、分析をする主体及び収集した情報の活用方法
- (9) 在留資格の申請手続についてオンライン申請の導入だけでなく、申請書類を減らし業務を簡略化する必要性
- (10) 特定技能外国人の受入れ機関に対する分野別協議会等による定期的な実地検査を行う必要性についての法務大臣の見解
- (11) 出入国在留管理庁職員が労働関係法令にも習熟する必要性を満たすための方策
- (12) 特定技能外国人の受入れ分野における生産性向上や国内人材確保の取組が継続して行われていることを確認するための具体的方策
- (13) 登録支援機関
  - ア 職業紹介事業者が登録支援機関になることができるか否かの確認
  - イ 登録支援機関になっている職業紹介事業者が1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けることを条件に特定技能外国人を紹介することは許容されるか否かの確認
  - ウ 1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を解約された登録支援機関になっている職業紹介事業者が当該受入れ機関に雇用されている特定技能外国人により良い雇用先を紹介するとして離職を促し新たな雇用先を紹介することは許容されるか否かの確認

#### 黒岩宇洋君（立憲）

- (1) 特定技能外国人の大都市圏への過度な集中に関する防止策
  - ア 法務大臣が分野別運用方針に目を通してしていることの確認
  - イ 基本方針で示されている分野共通の集中防止策より具体的な対策が分野別運用方針に記載されている分野についての法務大臣の認識
  - ウ 介護分野での地域医療介護総合確保基金を活用した取組に対する国の支援の具体的内容
  - エ 新たな事業メニューの提示や自治体での活用事例の周知といった国の支援の集中防止策に対する実効性
  - オ 自民党の議員連盟の会合における厚生労働省賃金課長の最低賃金の全国一律化に関する発言
    - a 同発言に関する首相官邸への報告時期及びその内容
    - b 同発言に関する首相官邸への報告に関する経過
    - c 首相官邸への事実関係の報告と官房長官の否定会見の先後関係
    - d 課内での議論に基づき担当課長としての見解を述べることの是非についての厚生労働省の見解
    - e 本件のように労働基準局総務課長名で謝罪文を出した事例の有無
    - f 課内での議論の尊重についての厚生労働省の見解
- (2) 特定技能外国人の受入れ見込数
  - ア 特定技能外国人の受入れ見込数の算定に当たって、需要と供給を算出する方法が異なるにもかかわらず、14分野の全てにおいて両者が一致している不自然さについての法務大臣の見解
  - イ 上記の不自然さに対する法務大臣としての疑問の有無
  - ウ 介護分野における特定技能外国人の需要と供給をそれぞれ算出する方法
  - エ 介護分野で確認したように別々の方法で算出した需要と供給が完全に一致している不自然さについての法務大臣の見解

#### 源馬謙太郎君（国民）

- (1) 昨夜、東京入国管理局に収容中のクルド人が体調不良を訴えたため、面会中の家族が救急車を要請したところ、同局が救急車による搬送を拒んだという報道
  - ア 同報道内容の事実関係及び同報道内容についての法務大臣への報告の有無

- イ 今回の事案における当該被収容者の医師の受診状況
- ウ 救急車による搬送をしなかった理由
- エ 昨夜の事実関係の確認状況
- (2) 特定技能制度における悪質ブローカー対策
  - ア 特定技能制度における悪質ブローカー対策の具体的内容
  - イ 技能実習のような外国政府の推薦又は認定を受けた送出国機関しか取り扱えないという仕組みがない特定技能制度における悪質ブローカー対策の実効性
  - ウ 受入れ企業が海外の業者の仲介で直接海外から雇う場合への対応
- (3) 日本の大学を卒業した留学生の就労拡大のための特定活動の在留資格に関する告示改正の進捗状況及び報酬要件を設けるか否かに関する検討状況

#### 奥野総一郎君（国民）

- (1) 特定技能雇用契約における日本人との同等報酬基準
  - ア 特定技能外国人と日本人労働者との報酬の額の比較の具体的方法
  - イ 日本人との同等報酬基準に関する審査の主体及び方法
  - ウ 特定技能外国人に対する報酬の額が日本人と同等以上であることを現在の審査体制で適正に審査できるのかとの疑念に対する法務省の見解
  - エ 同等報酬基準に関する審査体制が十分であるか否かについての法務大臣の見解
  - オ 特定技能外国人に対する報酬が結果として最低賃金の水準となる懸念
  - カ 同じ職場の日本人労働者が最低賃金で働いている場合、その職場で働く特定技能外国人も最低賃金となる懸念
- (2) 賃金格差による特定技能外国人の大都市圏への過度な集中
  - ア 賃金格差により特定技能外国人が大都市圏に過度に集中することへの対応策
  - イ 自民党の議員連盟の会合における厚生労働省賃金課長の最低賃金の全国一律化に関する発言について、事実の確認及び労働基準局総務課長名で謝罪文を出した理由
  - ウ 全国一律の最低賃金を設定することは将来においても検討しないか否かについての厚生労働省の見解
  - エ 地方創生の一環として、政府全体で賃金格差が原因となる特定技能外国人の大都市圏への集中問題を捉える必要性についての法務大臣の見解
- (3) 低賃金であることによって介護従事者が外国人に置き換わっていくおそれがあるため、日本人の介護従事者の処遇を改善する必要性

#### 大西健介君（国民）

- (1) 児童福祉法及び児童虐待防止法の改正案の附則において、民法の懲戒権の在り方の検討期間を当初の施行後5年めどから施行後2年めどに変更することで検討しているとの事実の確認及び懲戒権に関する速やかな検討の実施に向けた法務大臣の決意
- (2) 1号特定技能の外国人の妊娠・出産と在留資格
  - ア 1号特定技能外国人同士が結婚し、妊娠した場合の在留資格の喪失の有無及び出生した子の在留資格
  - イ 1号特定技能外国人が妊娠・出産を繰り返して特定技能に基づく活動を行わない場合の在留の可否
  - ウ 両親が1号特定技能外国人であり、我が国で出生した子の在留資格の確認
- (3) 登録支援機関について資産要件を設ける必要性及び許可制にする必要性並びにセクハラ・パワハラのような受入れ機関による人権侵害に対して登録支援機関が有効に機能するか否かについての法務大

臣の見解

- (4) 分野別協議会の構成員に産業別労働組合を加える必要性についての法務大臣の見解
- (5) 特定技能雇用契約における日本人との同等報酬基準の具体的な確認方法
- (6) 日本人と同等以上の報酬となる特定技能外国人はコストに見合わず人手不足の解消にはつながらないとの意見に対する法務大臣の見解
- (7) 特定技能で求められる技能水準と実際の現場で求められる技術水準との間にミスマッチが生じる可能性についての法務大臣の見解
- (8) 介護分野においては十分な意思疎通が行われる必要があるため、また、介護現場に多いセクハラ・パワハラから身を守るために介護分野の特定技能に求められる日本語水準は高いものとする必要性
- (9) 期間内に介護福祉士国家試験に合格できなかった経済連携協定（EPA）の介護福祉士候補者の活用を検討する必要性

**藤野保史君（共産）**

- (1) 昨夜、東京入国管理局に収容中のクルド人が体調不良を訴えたため、面会中の家族が救急車を要請したところ、同局が救急車による搬送を拒んだという報道
  - ア 当日 17 時以降の医師と看護師の勤務の有無及び被収容者に対する医療行為の判断の責任者が東京入国管理局長であることの確認
  - イ 家族に対する説明の概要
  - ウ 被収容者に対する健康管理・衛生管理に万全を期す必要性、当該被収容者に早期に適切な医療を受けさせる必要性及び入国者収容施設の医療体制の改善を緊急に図る必要性についての法務大臣の見解
  - エ 当該被収容者に緊急に診療を受けさせることについての確認
- (2) 特定技能の在留資格に関する政省令案
  - ア 受入れ機関の基準としての違約金契約の規制の相手方に外国のブローカー等を含むのかの確認及び同規定の具体的な運用方法
  - イ 他社の実習生と給料を比較して不平を言うと自費で帰国させるとの内容の契約を実習生と送出し機関が締結した場合の技能実習計画の認定取消しの有無
  - ウ 2 国間協定を結んでいるフィリピンでも技能実習法違反が疑われる送出し機関が認定されていることから、2 国間協定には悪質なブローカー対策としての実効性がないとの指摘に対する法務大臣の見解
  - エ 特定技能制度において、登録支援機関と外国の送出し機関を兼ねることの可否
  - オ 特定技能外国人の受入れ機関としての基準に関して、非自発的離職の確認方法として、使用者が作成する労働者名簿の利用は実効性がないとの指摘に対する法務大臣の見解
  - カ 入国後に特定技能外国人から徴収する住居費の額を引き上げ、不当な額とする行為の把握方法
  - キ 受入れ機関等による不当な額の徴収等の不正行為の端緒を得られる仕組みであるとする法令上の根拠
- (3) 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームにおいて検証している死亡事例の検証結果は、今回の政省令案の策定に反映されるか否かの確認

**串田誠一君（維新）**

- (1) 「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」の内容を定める法務省令案を定める前に、各分野で当該技能を要する人手不足数をどのように説明して算定させたのかの経緯
- (2) 「一定の専門性・技能を有し」と条文上の「相当程度の知識又は経験を必要とする」の相違
- (3) 1号特定技能外国人に要する技能水準に到達するために必要となる習得期間の考え方

- (4) 「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」とは、習得までに3年程度かかる技能を指すことの確認
- (5) 習得までに3年程度かかる技能を要する業務に従事することが「特定技能1号」の要件であることの確認
- (6) ビルクリーニング分野の受入れの必要性において、習得までに3年程度かかる技能を必要とする業務に対する人手不足である旨の記載がない理由
- (7) 「特定技能1号」は習得までに3年程度かかる技能を有しているだけではなく、そのような技能を要する業務に従事していなければならないことの確認
- (8) 「特定技能1号」は習得までに3年程度かかる技能を有しているだけではなく、そのような技能を要する業務に従事していなければならないということが理解されていないのではないかと懸念に対する法務大臣の見解

#### 井出庸生君（社保）

- (1) 子を持つ外国人家庭に配付される就学案内の多言語化についての文部科学省の見解
- (2) 特定技能の送出し国
  - ア 特定技能の送出しが想定されとする9か国の根拠
  - イ 特定技能のための日本語能力判定テスト（仮称）を行う9か国の選定根拠
  - ウ 特定技能外国人の受入れは、退去強制となった自国民の引取りに非協力的なイランとトルコ以外の国に原則開かれているにもかかわらず、事実上9か国に限られてしまうとの指摘に対する法務省の見解
  - エ 9か国を変更・見直しする可能性の有無
- (3) 外食分野における特定技能外国人の受入れ
  - ア 日本フードサービス協会が受入れを主に担うことになるのかの確認
  - イ 外食分野における特定技能外国人の受入れを主に担うのが日本フードサービス協会であることから、同協会の会員となれないような中小・小規模飲食店の人手不足を補えないのではないかと懸念に対する農水省の見解
- (4) 4月に国外で試験を実施する予定があるのは介護分野のみであることや4月に国内で試験を実施する宿泊分野及び外食分野は大都市圏への過度な集中が懸念される中、東京・大阪で先行して行う予定としていることなど準備が十分に整っていないのではないかと懸念に対する法務大臣の見解

#### 田所嘉徳君（自民）

- (1) 改正から施行までの期間が短く、多くの要件が政省令に委任されていることが懸念されていた特定技能制度について、準備状況及び政省令の公布予定日
- (2) 特定技能外国人の送出し国との二国間協定締結の基本的な考え方及びその内容
- (3) 特定技能外国人が従事することのできる関連業務
  - ア 従事することのできる関連業務の範囲の考え方及び具体的な規定内容
  - イ 分野別運用方針に係る運用要領における関連業務の具体的な記載は限定列举でなく例示列举であることの確認
- (4) 在留外国人の納税義務や社会保険制度上の義務の履行促進のための対応方針
- (5) 特定技能制度についての地方説明会の実施状況及びその内容
- (6) 特定技能外国人の受入れ希望者等への継続的な相談対応体制
- (7) 特定技能外国人と求人する受入れ機関とのマッチングの方法及び職業紹介事業の許可の要件
- (8) 外国人労働者の増加の要因並びに特定技能外国人の受入れ人数の把握方法及びその上限のコントロールの方法
- (9) 登録支援機関の要件と1号特定技能外国人支援計画の実施状況の監督方法

- (10) 特定技能外国人の大都市圏への過度な集中への対策の概要
- (11) 多文化共生総合相談ワンストップセンターの役割と国の支援措置
- (12) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に掲げられている、外国人雇用状況届出事項への在留カード番号の追加の取組の確認

**浜地雅一君（公明）**

- (1) 保証金の徴収
  - ア 送出し諸国における保証金やあっせん料に対する取組の把握状況
  - イ 国際機関において、自国民を労働者として外国に送り出す際の保証金徴収の根絶のために宣伝する必要性
- (2) 登録支援機関
  - ア 登録支援機関又は受入れ機関に支援責任者と支援担当者の2つを選任することを求めている理由
  - イ 支援責任者と支援担当者が兼任可能とすると、この2つを置き重層的な支援体制を確保しようとした趣旨が没却される懸念に対する法務省の見解
  - ウ 登録支援機関の要件として、過去に中長期在留者の受入れを適正に行った実績等が求められていることも、支援責任者と支援担当者が兼任可能でも登録支援機関の適正性が担保される理由の一つであることの確認
- (3) 建設キャリアアップシステム
  - ア 特定技能1号及び2号の技能水準と建設キャリアアップシステムにおける4段階評価との関係
  - イ 特定技能2号の技能要件と建設キャリアアップシステムのレベル3の基準との関係
- (4) 支給金額が36月を上限として計算される年金の脱退一時金制度の見直しの検討状況
- (5) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に掲げられている留学生が就職できる業種の幅を広げる施策の対象を大学卒業者に限定した趣旨及び専門学校等の卒業者への拡大に向けた検討状況